

平成 29 年 11 月 24 日

Press Release

各 位

三菱UFJ国際投信株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

**【ETF】『MAXIS日本株高配当 70 マーケットニュートラル上場投信』
設定・上場について**

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

三菱UFJ国際投信株式会社(取締役社長:松田^{まつだ}通^{とおる})は、『MAXIS日本株高配当 70 マーケットニュートラル上場投信』を平成 29 年 12 月 11 日(月)に新規に設定し、12 月 13 日(水)に東京証券取引所へ上場することをお知らせ致します。

| | |
|-------|---------|
| 上場取引所 | 東京証券取引所 |
| 銘柄コード | 1499 |

| 商品分類 | | | | | 属性区分 | | | |
|---------|--------|---------------|------|---------|--------|------|--------|--------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 対象インデックス |
| 追加型 | 国内 | 株式 | ETF | インデックス型 | 株式 一般 | 年4回 | 日本 | その他 (野村日本株高配当70 マーケットニュートラル指数) |

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

【三菱UFJ国際投信のETFシリーズブランド「MAXIS(マクシス)」について】

同ETFの名称の冠になっている「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズのブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。



ファンドの設定にあたって

預貯金金利が過去最低水準となる状況下、日本株式の価格変動の影響を抑制しながら、配当等による安定した収益の積上げをめざす商品として、当ETF(上場投資信託)を設定致しました。

これまで値動きのある資産への投資経験が少ない個人投資家の方から、配当収益の積み上げを目指す機関投資家の方まで幅広い投資家の方にご利用いただける商品と考えております。

当ETFが受益者の皆様の資産形成に資するよう、運用に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2017年11月

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

対象指数(野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数)の値動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

投資方針

野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数に連動する投資成果をめざして運用を行います。

ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数(以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的とし、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式に投資を行うとともに、株価指数先物取引の売建てと同様の変動率となるよう、株価指数先物取引および株価指数オプション取引(コールの売りおよびプットの買い)*¹を行います。

*1 限月と権利行使価格が同一のコール・オプションの売りとプット・オプションの買いを組み合わせることによって、先物の売建てを行った場合と同じポジションを合成することができます。

<野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数について>

野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数は、「野村日本株高配当70・配当総額加重型」*²(以下、原指数)をロング(買建て)、TOPIX先物をショート(売建て)するマーケットニュートラル戦略のパフォーマンスを表し、原指数のリターンとベータ(株式市場全体の動きに対する個別銘柄の感応度)調整したTOPIX先物のリターンとの差分を指数化したものです。TOPIX先物によるヘッジ比率は原指数の配当込みTOPIXに対するベータ値によって日々調整します。

*2 原指数は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式のうち、今期予想配当利回りの高い、原則70銘柄で構成される配当総額加重型の指数です。

野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数の値動きには、以下のような特徴があります。

<原指数との相違>

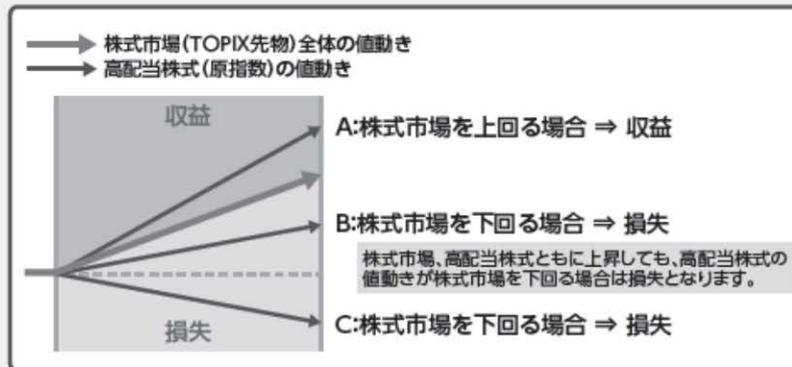
原指数に比べて、国内株式市場全般の動きに左右されにくく、また、日々の変動率が小さくなる傾向があります。このため、原指数に比べ利益・損失の額が小さくなる傾向があります。

<留意すべき投資スタイル>

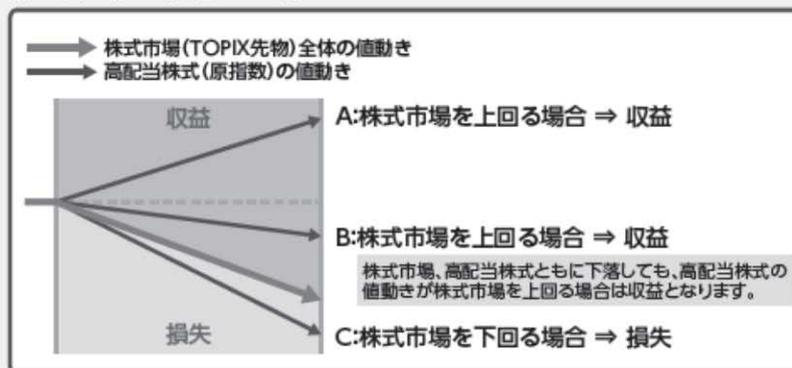
国内株式市場全般の下落による損失を低減させる効果が期待できる反面、国内株式市場全般の上昇による収益機会も限定されることがあり、加えて日々の変動率が小さくなる傾向があります。したがって、国内株式市場全般の値動きを捉えた投資行動を行う投資家や短期的に収益を求める投資家は、期待する投資成果が得られにくいいため留意が必要です。

野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数で期待される投資効果のイメージ

株式市場が上昇する場合

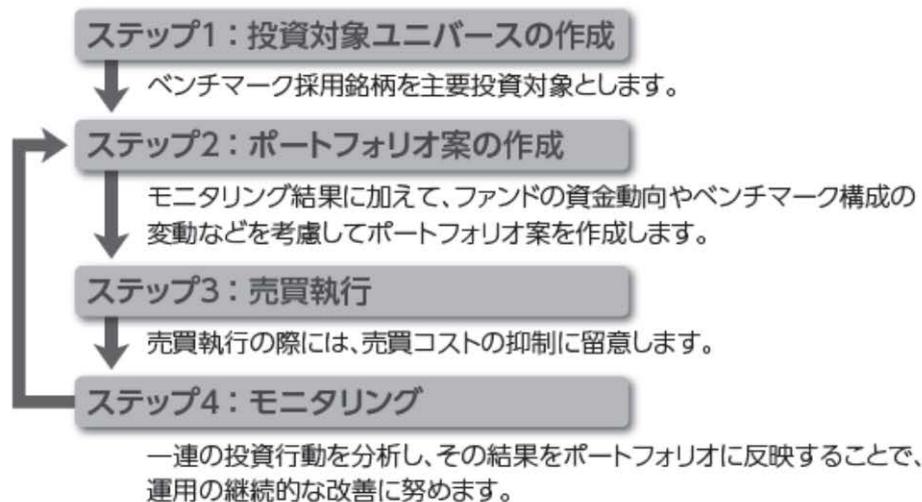


株式市場が下落する場合



- ❗ 高配当株式(原指数)の値動きから株式市場(TOPIX先物)全体の値動きを差し引いたものが上記の運用における損益となります。
- ❗ 上記の説明はファンドの運用手法における損益発生イメージを簡易的に表すためのものであり、実際の結果とは異なります。また、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

<運用プロセスのイメージ>



- ❗ ステップ1では、株価指数先物の「売建て」と同様の投資効果をめざして株価指数オプションを活用する場合があります。
 - ❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- ☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

■上場投信の仕組み

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

- ・東京証券取引所(2017年12月13日に新規上場予定)

※ファンドは日本株指数を対象指数としますが、購入と換金は金銭により行われます。株式ポートフォリオによる購入や、ファンドの受益権と株式ポートフォリオとの交換はできません。

■主な投資制限

- ・株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

分配方針

年4回の決算時に分配を行います。

- ・年4回の決算時(1・4・7・10月の各10日)に分配を行います。
- ・分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- ・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は2018年1月10日です。)

●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJ国際投信が運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJ国際投信の思いが込められています。

「野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数」の著作権等について

野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数を用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有します。

(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数は、(株)東京証券取引所により提供又は保証されるものではなく、(株)東京証券取引所は、野村日本株高配当70マーケットニュートラル指数に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

| | |
|--|---|
| 価格変動リスク | 株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。 |
| 信用リスク | 株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。 |
| 流動性リスク | 有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な条件での取引となる場合があります。 |
| 株価指数先物に関するリスク | 株価指数先物は株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。また、株価指数先物を売建てしている場合に、株価指数先物価格の上昇により損失が発生すると、基準価額の下落要因となります。 |
| 株価指数オプションに関するリスク | 株価指数オプションは株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。ファンドは、株価指数先物の「売建て」と同様の投資効果をめざして株価指数オプションを活用することがありますが、必ずしも株価指数先物の「売建て」と同じ投資効果が得られるとは限りません。 |
| 株式の「買付け」と株価指数先物の「売建て」(株価指数オプション取引(コールの売りおよびプットの買い)を含む)を組み合わせたことによるリスク | ファンドは株式の「買付け」と株価指数先物の「売建て」を組み合わせることで、株式市場全体の騰落の影響を低減することをめざしますが、完全に株式市場の価格変動リスクを排除できるわけではありません。また、指数採用銘柄への投資に伴い、株式市場の価格変動リスクに加え、当該銘柄のリスク等の影響をより大きく受けます。このため「買付け」をした株式の投資成果が株式市場全体の騰落を下回る場合等には、基準価額の下落要因となります。 |

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、換金時期に制限がありますのでご注意ください。
- ・ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



手続・手数料等

■お申込みメモ

| | |
|---------|--|
| 購入単位 | 1万口の整数倍で販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| 購入価額 | 当初設定：1口当たり10,000円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額 なお、原則、購入申込受付日の正午までに受付けた購入申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当該購入申込受付日の申込みとします。正午過ぎに受付けた購入申込みは翌営業日を購入申込受付日とします。 くわしくは販売会社にご確認ください。 ※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までに支払いください。 |
| 当初元本 | 1口当たり10,000円 |
| 換金単位 | 1万口の整数倍で販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額 なお、原則、換金申込受付日の正午までに受付けた換金申込み(当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当該換金申込受付日の申込みとします。正午過ぎに受付けた換金申込みは翌営業日を換金申込受付日とします。 くわしくは販売会社にご確認ください。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込不可日 | 購入・換金申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、購入・換金はできません。 <購入> 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内 3. 決算日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の5営業日前から起算して5営業日以内) 4. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 5. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき <換金> 2018年2月14日までは換金のお申込みができません。 2018年2月15日以降、原則として以下の日を換金申込受付日とするお申込みはできません。 1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日 2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内 3. 決算日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の5営業日前から起算して5営業日以内) 4. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間 5. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき なお、委託会社は、1. から5. に定める日のお申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては、お申込みの受付を行うことができます。 |
| 申込締切時間 | 原則として、正午までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 |
| 購入の申込期間 | 当初設定：2017年12月11日 継続申込期間：2017年12月11日から2019年1月9日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |

| | |
|-------------------|--|
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| 買取り | 販売会社は、次に該当する場合には受益権を買取ります。ただし、償還日の2営業日前までとします。 ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき 受益権の買取り価格は、買取り請求の受付日の基準価格とします。 なお、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取消することがあります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消することがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2017年12月11日設定) |
| 繰上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が7万口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。 |
| 決算日 | 毎年1・4・7・10月の10日 ※初回決算日は2018年1月10日 |
| 収益分配 | 年4回の決算時に分配を行います。 収益分配金は、原則として、毎決算後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者(決算日において受益者名簿に名義登録されている受益者)があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振込む方式等により支払われます。 |
| 信託金の限度額 | 2,000億円 |
| 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufig.jp/)に掲載します。 |
| 運用報告書 | 投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書(全体版)の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認ください。 |
| 課税関係 | 課税上は、上場証券投資信託として取扱われます。 上場証券投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。 |

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| 購入時手数料 | 支払先 | 購入時手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
|--------|------|-----------|---------------------------------|
| | 販売会社 | 販売会社が定める額 | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

| | | | |
|---------|--------|--|--|
| 信託財産留保額 | ありません。 | | |
|---------|--------|--|--|

| 換金時手数料 | 支払先 | 換金時手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
|--------|------|-----------|----------------|
| | 販売会社 | 販売会社が定める額 | 換金に関する事務手続等 |

(換金される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.432%(税抜 年率0.400%)以内</u> をかけた額 | | | | | | | | | | |
|------------------|--|---|--|-----|--------|----------------|------|-------|---|------|-------|
| | 1口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365) | | | | | | | | | | |
| | <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(税抜)</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.36%</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.04%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> | | | 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 | 委託会社 | 0.36% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | 受託会社 | 0.04% |
| 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 0.36% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.04% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 | | | | | | | | | |

| | | | |
|------------|---|--|--|
| その他の費用・手数料 | <p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p> <p>上記のほか、以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の上場に係る費用(2017年12月11日現在:新規上場料(新規上場時の純資産総額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.0081%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.0081%(税抜 0.0075%))、その他新規上場に係る費用(5万円(税抜 5万円))) ・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.054%(税抜 年率0.05%)(上限)をかけた額) | | |
|------------|---|--|--|

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標の使用料は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

Tax
税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-----------------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 分配金に対して20.315% |
| 売却時、換金(解約)時 および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315% |

※上記は2017年8月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する(ETFの配当金の受取方法については、「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成29年11月24日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上